広陵町子育て家庭総合相談センター設置運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供する体制を構築し、包括的・継続的支援をすることを目的とした広陵町子育て家庭総合相談センター（以下「センター」という。）を設置運営することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　事業の実施主体は、広陵町とする。

（センターの名称及び位置）

第３条　センターの名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 名称　広陵町子育て家庭総合相談センター

(2) 位置　広陵町大字笠１６１番地２　広陵町総合保健福祉会館内

（センターの機能）

第４条　センターは、次に掲げる機能を有するものとする。

(1) 母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第２２条第１項の規定に基づく母子健康包括支援センターの機能

(2) 子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第５９条第１号に規定する利用者支援事業を実施する機能

(3) 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１０条の２の規定に基づく子ども家庭総合支援拠点としての機能

（職員の配置）

第５条　センターには、次に掲げる職員を置く。

(1) 利用者支援事業実施要綱（平成２７年５月２１日付府子本第８３号、２７文科初第２７０号、雇児発０５２１第１号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知別紙）４実施方法（１）基本型及び（３）母子保健型に規定する職員

(2) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成２９年３月３１日付雇児発０３３１第４９号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別添）に規定する子ども家庭支援員

(3) その他町長が必要と認めた職員

（事業対象者）

第６条　事業の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 町内に居住する妊産婦並びに１８歳までの子ども及びその保護者（里親及び養子縁組を含む。以下「妊産婦等」という。）

(2) その他町長が必要と認めた者

（事業内容）

第７条　事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 妊産婦等の実情を把握すること。

(2) 妊産婦等の妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと。

(3) 支援プランの策定に関すること。

(4) 母子保健事業に関すること。

(5) 子育て支援事業に関すること。

(6) 子ども家庭支援全般に係る業務に関すること。

(7) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務に関すること。

(8) 関係機関との連絡調整に関すること。

(9) その他妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うために必要と認めること。

（関係機関との連携）

第８条　センターは、事業の実施に当たっては、関係団体、関係機関等と緊密な連携を図り、業務を円滑かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

（個人情報と守秘義務）

第９条　当該事業に従事する者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報及び秘密を保護し、業務遂行以外に用いてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（広陵町子育て世代包括支援センター事業実施要綱の廃止）

２　広陵町子育て世代包括支援センター事業実施要綱（平成３１年３月広陵町告示第９１号）は、廃止する。